

港区職員の旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(前略) (旅費の支給) 第三条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。 2 職員又はその遺族が、次の各号に規定する場合に該当する場合には、当該各号に掲げる者に旅費を支給する。 一 六 (略) 3 職員が前項第一号、第四号又は第五号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定による旅費は支給しない。 4 職員が区の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。 5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることが	(前略) (旅費の支給) 第三条 職員が出張し又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。 2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に旅費を支給する。 一 六 (略) 3 職員が前項第一号、第四号又は第五号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条第二号から第五号まで若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定による旅費は支給しない。 4 職員が本特別区の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。 5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることが

できる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。次項において同じ。）が、その出発前に次条第三項の規定により旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。

6 第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中に交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。

（後略）

付 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

できる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第四条第三項の規定により旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。

6 第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中に交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。

（後略）